割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 25 年３月 11 日　　経済産業大臣　茂木　敏充

名　　称	本 店 の 所 在 地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社ブライダルプラザ	大阪府堺市堺区出島海岸通１丁９番18号	互第5038号	平成25年１月31日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 25 年３月 11 日　　近畿経済産業局長　小林　利典

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成25年５月10日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成25年５月10日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　称	本 店 の 所 在 地	営業廃止年月日
株式会社ブライダルプラザ	大阪府堺市堺区出島海岸通１丁９番18号	平成25年１月31日

記

宛て先　〒540―8535　大阪市中央区大手前１－５－44
近畿経済産業局産業部消費経済課
電話　06―6966―6027

様式

申　　出　　書

近畿経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１．債務者の名称及び住所
２．債権額
３．債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

相続財産管理人の再選任

次の被相続人について、従前の相続財産管理人が辞任したので、その相続財産の管理人を次のとおり再選任した。

平成２３年（家）第３０２８号
京都府相楽郡笠置町大字笠置小字平田20番地の15
申立人　竹中　園美
本籍石川県加賀市片山津温泉乙69番地92、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所京都府宇治市、死亡年月日平成23年３月31日、出生の場所石川県江沼郡片山津町、出生年月日昭和20年10月30日、職業自営業
被相続人　亡　竹中　　愈
京都市中京区麩屋町通丸太町下ル舟屋町407番地長栄ビル５階植松・鈴木法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　治一
京都家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２５年（家）第７０２７８号
東京都中央区八重洲２丁目11番７号ます美ビル７階青木孝法律事務所
申立人　西村　浩一
本籍東京都杉並区和泉３丁目14番、最後の住所東京都杉並区和泉３丁目14番７号、死亡の場所東京都杉並区、死亡年月日推定平成24年４月８日、出生の場所愛知県宝飯郡御津町、出生年月日昭和22年11月14日、職業指圧師
被相続人　亡　荻野　昌作
催告期間満了日　平成25年９月30日
東京家庭裁判所

平成２５年（家）第７０２８６号
東京都千代田区丸の内２丁目６番１号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
申立人　上村　哲史
本籍東京都大田区東嶺町12番、最後の住所東京都世田谷区東玉川２丁目２番18号、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日平成21年４月７日、出生の場所福井県福井市、出生年月日昭和18年８月28日、職業会社役員
被相続人　亡　谷口　　彰
催告期間満了日　平成25年９月30日
東京家庭裁判所

平成２５年（家）第２１号
岩手県花巻市上町５番22号　はなまき法律事務所
申立人　安部　修司
本籍岩手県花巻市石鳥谷町好地第６地割150番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所岩手県花巻市、死亡年月日平成24年４月６日、出生の場所岩手県稗貫郡八幡村、出生年月日大正15年12月１日、職業無職
被相続人　亡　菊池　カツ
催告期間満了日　平成25年９月30日
盛岡家庭裁判所花巻支部

平成２５年（家）第９００１号
秋田県大館市東台４丁目４番81号、事務所秋田県大館市字部垂町39番地３
申立人　弁護士　川田　繁幸
本籍秋田県北秋田市綴子字中堤27番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所秋田県大館市、死亡年月日平成23年９月24日、出生の場所秋田県北秋田郡綴子村、出生年月日昭和24年５月３日、職業無職
被相続人　亡　九島　榮子
催告期間満了日　平成25年９月20日
秋田家庭裁判所大館支部

平成２５年（家）第７０２９１号
東京都千代田区丸の内２丁目１番１号丸の内マイプラザあさひ法律事務所
申立人　宮村　啓太
本籍東京都世田谷区若林２丁目527番地、最後の住所東京都世田谷区世田谷１丁目30番11号グリーンビル501、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日平成24年６月13日、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和34年９月７日、職業無職
被相続人　亡　高橋　康**範**
催告期間満了日　平成25年９月30日
東京家庭裁判所

平成２５年（家）第７０３０５号
東京都港区新橋２丁目20番15号新橋駅前ビル１号館５階藤光・鈴木法律事務所
申立人　鈴木　一夫
本籍静岡県御殿場市東田中552番地、最後の住所東京都台東区上野６丁目７番13号、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日平成23年７月31日、出生の場所東京都文京区、出生年月日昭和30年６月16日、職業自営業
被相続人　亡　渡**邉**　　昭
催告期間満了日　平成25年９月30日
東京家庭裁判所